

○ 資金移動業履行保証金規則（平成二十二年内閣府・法務省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（調書の作成） 第十二条 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。 「一〇九 略」</p>	<p>（調書の作成） 第十二条 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。 「一〇九 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

様式第八中「三」を削る。